

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和6年2月26日付け管財第73号-2で行った保有個人情報不開示決定（整理番号第125号）は妥当ではなく、保有個人情報不開示決定を取り消せ。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）に基づいて令和6年2月14日付け受付で行った保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という）に対し、実施機関が令和6年3月14日付けで行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）について、本件不開示決定の取り消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書で主張した内容は、財布を返還してもらう際、市役所地下の窓口近くで〇〇〇〇に会い、名刺ももらった上で、私の氏名などを記入した。その記録がないことはおかしく、不適切な決定であるというものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 財布を返還した際に審査請求人が記載した受領書は保有しているものの、当該受領書に係る個人情報をどのように取り扱っているかが分かる記録は保有していない。受領書では個人情報をどのように扱っているかという点については分からないため、請求された保有個人情報には該当しないと判断した。
- (2) 開示請求の際、行政文書の特定をしようと試みたが、審査請求人は開示請求書に電話番号の記載がなかったため、開示請求書の開示を請求する保有個人情報の記載内容から判断するしかなかった。

5 審査会の判断

(1) 口頭意見陳述及び意見書の提出について

審査会の判断を示すに先立ち、本審査請求の審理の手続について言及する。

審査請求人は本審査請求の際、口頭意見陳述を希望したため、当審査会は、令和8年3月24日付けの書面にて、令和8年4月27日又は令和8年4月30日を口頭意見陳述の期日の候補日とし、審査請求人に口頭意見陳述の期日の指定を求めた。また、口頭意見陳述の期日に出席できない場合には、令和8年4月20日までに意見書の提出を求めた。しかしながら、審査請求人は口頭意見陳述の期日の指定をすることはなく、口頭意見陳述に代わる意見書の提出もなかった。

上記のとおり、当審査会は審査請求人に口頭意見陳述の機会を設けたが出席せず、また、意見書の提出も求めたが、期間内に提出がなかった。そのため、四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第9条の意見陳述の機会を設け、また、同条例第10条の意見書の提出の機会を設けたが、いずれにも審査請求人が応じなかったため、当審査会は審査請求人がこれまでに提出した書面の主張を踏まえ、審理を行った。

(2) 基本的な考え方

法の目的は、市民の知る権利を尊重し、個人情報の開示を適正に請求する権利につき定めること等により、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、法の趣旨を尊重し、法を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(3) 本件開示対象文書について

本件開示請求では、「令和5年、私（〇〇）が市役所に財布を忘れたとき、地下の窓口の近くで〇〇〇〇に返還してもらい、その際に氏名や住所を記入した。その私の個人情報をどのように取り扱っているかが分かる記録」の開示を求めている。

これに対し、実施機関は返還時の受領書の取扱いを定めた文書と解釈し、そのような保有個人情報は存在しないとして、本件不開示決定を行ったところである。

この点につき、当審査会で実施機関が開示請求の内容を返還時の受領書に関する取扱いを定めた文書と特定したことについて検討を行ったが、仮に、取扱いを

定めた文書であれば、それは実施機関の内部規定であり、規則や要綱等で定めるものであるため、一般に例規集に登載され、市役所のホームページなどで公開されているか、あるいは行政情報の開示請求で開示されるべきものである。審査請求人が保有個人情報の開示請求を選択した意図も考慮すると、審査請求人の個人情報を含まない返還時の受領書に関する取扱いの規則や要綱等のみを開示対象文書と判断するのは妥当ではなく、本件開示請求の対象文書としては、審査請求人が記載した受領書も含むものと解釈するのが合理的であると考えます。

そのため、本件開示対象文書としては、審査請求人が記載した受領書及び受領書の取扱いを定めた文書であると解釈すべきである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

なお、実施機関は開示請求をしようとする者から請求の趣旨等を十分に聴き取り、開示請求に係る保有個人情報の特定を行うものとされている（四日市市保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事務取扱要領第3の2（2）イ）。しかしながら、開示請求をしようとする際に十分な特定ができない場合には、後日、開示請求者に対し郵送や電話等で開示請求の趣旨等の確認が必要となる。そのため、開示請求者は保有個人情報の開示請求をするにあたり、開示請求書に電話番号を記載することが望ましい。

また、審査請求人は開示対象文書について評価的な文言やあいまいな文言等は避け、実施機関が開示対象文書を容易に特定できるように努めるべきである。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年3月27日	・ 諮問書受理
令和7年11月4日	・ 審議（令和7年度第6回審査会合議体）
令和8年2月27日	・ 審議（令和7年度第9回審査会合議体）
令和8年3月17日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議（令和7年度第10回審査会合議体）
令和8年4月30日	・ 審議（令和8年度第1回審査会合議体）
令和8年6月3日	・ 審議（令和8年度第2回審査会合議体）
令和8年7月10日	・ 審議（令和8年度第3回審査会合議体）
令和8年8月28日	・ 審議（令和8年度第4回審査会合議体）

令和 8 年 9 月 2 5 日	答 申
------------------	-----

経緯（参考）

令和 6 年 2 月 1 4 日 保有個人情報開示請求

令和 6 年 2 月 2 6 日 保有個人情報不開示決定

令和 6 年 3 月 1 4 日 審査請求

令和 6 年 3 月 2 7 日 弁明書